

ひとり親世帯臨時特別給付金事業について (令和2年度補正予算第7号)

1. 事業概要

国の総合経済対策を受け、国の第2次補正予算に基づき支給したひとり親世帯臨時特別給付金の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付(再支給分)を支給するため、ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)などに要する経費を計上するものである。

なお、国からは12月11日時点で、既にひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けている方は申請不要で、可能な限り年内に支給するように求められている。

2. 対象

ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の支給対象者は、以下の(1)～(3)に該当し、12月11日時点で既に基本給付を受けている方である。

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- (2) 公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

なお、12月11日時点で、基本給付の申請を行っていない方についても、基本給付(再支給分)を併せて申請することにより支給する。

3. 補正予算額

2億8,700万円(財源:国庫補助金10/10)

(内訳)

- 給付金 2億8,600万円
 - ・1世帯:4,520人×5万円
 - ・第2子以降:2,000人×3万円
- 事務経費 100万円

4. スケジュール

既に基本給付を受けている方については、12月24日に案内通知を発送するとともに、12月25日には基本給付の支給を行った口座への入金を予定しており、未申請者については、基本給付とあわせて再支給分を支給する。